

求人者及び求職者の皆様へ

アイネット協同組合

有料職業紹介事業 許可番号 40-ユ-301178

手数料返還制度について

当組合の職業紹介により入社した求職者について、入社日から3か月以内に自己都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から、次に定める金額を求人者（紹介手数料支払者）に返還する制度です。

(1) 返還率

入社日から退職までの期間により、以下のように定めます。

期 間	返還率
入社日から1ヵ月未満に退職した場合	80%
入社後1ヵ月以上、2ヵ月未満に退職した場合	30%
入社後2ヵ月以上、3ヵ月未満に退職した場合	20%
入社後3ヵ月超の退職の場合	0%

(2) 返還の免責

以下の項目の一つにでも該当した場合は返還義務を免責とさせていただきます。

- ◇ 労働条件に係わる重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ◇ 就業環境に係わる重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ◇ 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ◇ 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ◇ 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ◇ 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ◇ 求人者が当該労働者の退職日より1か月以内に退職を証明できる書類を弊組合に提出しなかった場合
- ◇ その他、求人者、組合双方協議の上、返金の必要が無いと判断された場合

- 以上 -